

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

(スポーツ健康課)

ページ
一

規 則

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十五号

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県都市公園条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「個人で一般使用する」を「一般利用する」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第六条第一項中「別記第六号様式の三」を「別記第六号様式の二」に改め、同条第二項中「第十条第一項の規定により交付する使用料納入済証若しくは同条第二項の回数利用券」を「利用料金納入済証(別記第七号様式の七)」に、「別記第七号様式の七」を「別記第七号様式の八」に改める。

第七条及び第八条を削り、第八条の二を第七条とする。

第九条を削り、第九条の二の見出し中「個人で一般使用する」を「一般利用する」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「別表第四四一(二)注五に規定する水泳場、弓道場又は補助競技場を個人で一般使用する場合は使用料の額は、別表第三のとおり」を「別表第三三二(備考六)の知事が別に定める額は、別表第二に掲げる施設の区分に応じ、同表に掲げる額」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(利用料金の納入)

第九条 利用料金(岐阜メモリアルセンターに係るものに限る。次条及び第十一条にお

いて同じ。)は、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定めるとおり金額納入するものとする。

- 一 水泳場を一般利用し、又は本館のトレーニング室を利用する場合 利用の際に水泳場又はトレーニング室の入口で現金により納入すること。
- 二 第一駐車場又は第二駐車場を利用する場合(指定管理者が別に定める駐車場利用券により利用する場合を除く。) 駐車場から自動車が出場する際に現金又は指定管理者が別に定める方法により納入すること。
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 使用許可を受けた日から二十日以内(使用許可を受けた日から二十日以内に使用日が到来する場合にあつては、当該使用の日まで)に現金又は指定管理者が別に定める方法により納入すること。

2 前項第三号に掲げる場合においては、利用料金延納申請書(別記第八号様式)の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めるときは、同号に規定する期限後に納入することができる。

3 第一項第二号の納入があつたときは、利用料金納入済証(別記第八号様式(二))を納入者に交付するものとする。

第十條を次のように改める。

(利用料金後納の取扱い)

第十條 指定管理者(岐阜メモリアルセンター)の管理を行う者に限る。以下この条及び次条において同じ。)は、前条に規定するもののほか、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い(利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入すること)をいう。以下同じ。)の承認をするものとする。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書(別記第八号様式(三))を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が、利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

第十條の二を削る。

第十三條を第十五條とし、第十二條を第十四條とする。

第十一條中第二項を削り、第三項を第二項とし、同條を第十三條とし、同條の前に次の二條を加える。

(利用料金の返還又は減免)

第十一條 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還する。

- 一 天変地異その他使用者の責めに帰すことができない理由により岐阜メモリアルセンターを使用することができなくなったとき 全額
- 二 使用日の七日前までに利用料金返還申請書(別記第九号様式)の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額
- 三 使用日の六日前から二日前までに利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額

2 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

3 利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、利用料金減免申請書(別記第九号様式(二))を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書(別記第九号様式(二))により申請者に通知するものとする。

(使用料の納入)

第十二條 条例第十條に規定する使用料は、岐阜県証紙により、許可の際に納入するものとする。ただし、許可の期間が一年を超える場合にあつては、許可の日の属する年度分の使用料は許可の際に、次年度分以降の使用料は各年度分を当該年度の四月二十日までに納入するものとする。

本則に次の一條を加える。

(準用)

第十六條 第七條から第十一條までの規定は、条例第九條の三第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(条例第九條の九第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合で、知事が臨時に管理公園の管理を行うときについて準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

別表第一中「第八條の二」を「第七條」に改め、同表中三の表を四の表とし、二の表を三の表とし、別表第一一の表の次に次の一表を加える。

その他	オーバーヘッド	一台	一、〇五〇
	スライド	一台	一、〇五〇
	ビデオ	一式	一、〇五〇
	椅子	一脚	二〇〇
	長机	一脚	五〇
	フォークリフト	一台	一〇、五〇〇
	壁面収納可動席	一式	五二、五〇〇

別表第二を次のように改める。
別表第二(第八条関係)

区分	金額(円)	
	水泳場	五〇メートルプール 及び二五メートルプール (冷水期間)
	五〇メートルプール 及び二五メートルプール (温水期間)	十八歳以上の者の利用 一人一回 六三〇 十八歳未満の者の利用 一人一回 三三〇
弓道場		十八歳以上の者の利用 一人一回 三三〇 十八歳未満の者の利用 一人一回 一六〇
補助競技場		十八歳以上の者の利用 一人一回 一一〇 十八歳未満の者の利用 一人一回 五〇

別表第三を削る。

別記第六号様式に注として次のように加える。

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

別記第六号様式の二を削る。

別記第六号様式の三に注として次のように加え、同様式を別記第六号様式の二とする。

注 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「指

定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。
別記第七号様式の七に備考として次のように加え、同様式を別記第七号様式の八とする。
備考 用紙の寸法と表面の図柄は、岐阜県都市公園条例第9条の2第1項に規定する指定管理者が定める。
別記第七号様式の六の次に次の一様式を加える。

第7号様式の7 (第6条関係)

利用料金納入済証 公園施設の名称 利用料金 円 岐阜メモリアルセンター指定管理者 印	利 用 券 公園施設の名称 利用料金 円
---	------------------------------------

備考 用紙の寸法と表面の図柄は、岐阜県都市公園条例第9条の2第1項に規定する指定管理者が定める。

図記号は「第10条」や「第9条」に「岐阜県知事様」や「岐阜メモリアルセンター 指定管理者様」に「利用料金延納申請書」に「利用料金の」や「利用料金の」に「岐阜メモリアルセンター」の管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜メモリアルセンター 指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

図記号は「第10条の2」や「第10条」に「使用料後納申請書」や「利用料金後納申請書」に「岐阜県知事」や「岐阜メモリアルセンター 指定管理者」に「岐阜メモリアルセンター」の管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜メモリアルセンター 指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

図記号は「第10条の2」や「第10条」に「使用料後納申請書」や「利用料金後納申請書」に「岐阜県知事」や「岐阜メモリアルセンター 指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第8号様式の2 (第9条関係)

岐阜メモリアルセンター駐車券			
領	収	書	
月	日	時	分入場
月	日	時	分入場
			¥ , 円

備考 用紙の寸法と表面の図柄は、岐阜県都市公園条例第9条の2第1項に規定する指定管理者が定める。

別記第九号様式及び別記第九号様式の二を次のように改める。

第9号様式 (第11条関係)

利 用 料 金 返 還 申 請 書

年 月 日

岐阜メモリアルセンター指定管理者 様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名

ふりがな
担当者名

電話 ()

次のとおり利用料金の返還を申請します。

施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間 (部屋数)	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
承認の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
納入済 利用料金の額	施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
返還を受けようとする額	施設利用料金 附属施設設備等利用料金 合 計		円 円 円
申請の理由			
後日の利用料金に充当することの有無	1 充当する。 年 月 日に申込みをした利用料金に充当 2 充当しない。		
備 考			

注 知事が岐阜メモリアルセンターの管理を行う場合にあっては、この様式中「岐阜メモリアルセンター指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第9号様式の2 (第11条関係)

利用料金減免申請 (承認) 書

年 月 日

岐阜メモリアルセンター指定管理者 様

申請者 住所

氏名

(申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名

担当^{ふりがな}者名

電話 ()

次のとおり利用料金の減免を申請します。

施 設 の 名 称	利用年月日	利用時間 (部屋数)	備 考
附属施設設備等の名称及び数量			
利用の目的等			
利用料金の額	施設利用料金		円
	附属施設設備等利用料金		円
減免を受けようとする額	施設利用料金		円
	附属施設設備等利用料金		円
納入する利用料金の額	施設利用料金		円
	附属施設設備等利用料金		円
申請の理由			
備 考			

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

岐阜メモリアルセンター指定管理者

注 知事が岐阜メモリアルセンターの管理を行う場合にあつては、この様式中「岐阜メモリアルセンター指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

別記第十号様式及び別記第十一号様式中「第13条」を「第13条」に改める。
別記第十一号様式中「第11条」を「第13条」に改める。
別記第十二号様式中「第12条」を「第14条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県都市公園条例施行規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合においては、この規則による改正後の岐阜県都市公園条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社